神戸市中央卸売市場本場西側跡地 活用事業者募集要項

平成 24 年 2 月 神戸市

神戸市中央卸売市場本場西側跡地活用事業者募集要項

平成24年2月15日

1. 募集の経緯及び趣旨

- (1) 神戸市中央卸売市場本場では、平成 16 年から、神戸市民の台所として食の安全・安心にこたえていくため、再整備事業に取り組み、平成 21 年 5 月に新設施設が全面供用開始しています。その中で、卸売市場としての役割を終えた西側跡地(第 1 期)については、地域活性化に資する新たな利用を進めるため、平成 21 年 11 月に、地域住民、市場関係者、学識経験者等の参画を得た跡地利用検討委員会から報告書をいただいています。
- (2) また、当地が含まれる「兵庫運河周辺」は、第5次神戸市基本計画「神戸づくりの指針」において、神戸のもつ特性を活かしその魅力に磨きをかけ、神戸のにぎわいや活力の創造を 先導し、メガ・リージョンにおける神戸の魅力を世界に発信するリーディングエリアの一つと されています。
- (3) このたび、跡地利用検討委員会報告書及び第 5 次神戸市基本計画等をふまえるとともに、「デザイン都市・神戸」の観点からも地域の個性を活かした魅力ある空間の形成を図り、神戸市(以下「本市」という。)が以下のとおり提示する基本方針及び諸条件等に従って、土地を取得し、新たな施設の企画、建設、運営、管理(以下「本件事業」という)を行う事業者を募集します。
- 2. 事業対象土地の所在、面積等(詳細は別紙1「物件調書」のとおり)
 - (1) 所在 神戸市兵庫区中之島2丁目1番5、1番6、1番10、1番11
 - (2) 面積 37,384.82 ㎡ (11,308.9 坪)
 - (3) 地域地区 商業地域(建ペい率80%、容積率400%)、中之島地区地区計画 など

3. 募集及び事業者選定の方法

- (1)応募の方法
 - 1) 応募スケジュール
 - ·説明会参加申込締切 平成24年2月21日(火)
 - ・説明会 平成 24 年 2 月 24 日 (金)
 - ・最低売却価格公表 平成24年2月24日(金)(説明会にて)
 - ・質疑受付 平成 24 年 2 月 24 日 (金) ~平成 24 年 3 月 1 日 (木)

(原則説明会参加者に限る)

質疑回答平成24年3月14日(水)頃予定

(質疑提出者、及び説明会参加者に限る)

・応募予定登録申込 平成 24 年 4 月 10 日 (火) ~平成 24 年 4 月 12 日 (木)

・応募申込 平成 24 年 5 月 15 日 (火) \sim 平成 24 年 5 月 17 日 (木)

(応募予定登録者に限る)

2) 説明会

応募に関する説明会を次の通り開催します。

- ①開催日時 平成24年2月24日(金)14時から(13時30分より受付開始)
- ②開催場所 神戸市中央卸売市場本場 関連中央棟4階 小会議室

〒652-0844 神戸市兵庫区中之島1-1-4

※説明会にて、最低売却価格を公表します。

※説明会開催場所までは公共交通機関をご利用ください。

③申込方法 「説明会参加申込書」(様式1) に必要な内容を記載の上、FAX、電子メール、持参、郵送にてお申し込みください。

住所:〒652-0844 神戸市兵庫区中之島1-1-4 関連中央棟4階

電話:(078)672-8153

FAX: (078) 651-8518

e-mail: honjo_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp

※持参以外で申し込みをされる方は、受領確認の電話を上記電話番号まで してください。

※会場の都合により各団体2名までといたします。

※質疑は、下記の3)質疑回答で受付けます。

④申込期限 平成24年2月21日(火)12時まで(必着)

3) 質疑回答

応募しようとする者は、以下の方法により質問書の提出を行うことが出来ます。

- ①受付期間 説明会終了後から平成24年3月1日(木)17時まで(必着)
- ②提出方法 様式2の質疑書を用いて質問内容を電子メールでお送りください。電子メールは「件名」に「【質問:神戸市中央卸売市場本場西側跡地】」と明記してください。

※質疑は原則説明会参加者のみ受け付けます。

③提出先 神戸市産業振興局中央卸売市場本場(再整備担当)

e-mail: honjo_saiseibi@office.city.kobe.lg.jp

※受信確認の電話を下記電話番号までしてください。

電話:(078)672-8153

- ④提出書類 「質問書」(様式2)
- ⑤回 答 提出のあった質疑に対する回答を質疑提出者及び説明会参加者(各社の代表者)に電子メールにて送付いたします。回答は平成24年3月14日(水)頃を予定しています。

4) 応募予定登録申込

応募予定登録の申し込み方法は、以下のとおりです。

- ①受付期間 平成24年4月10日(火)から平成24年4月12日(木)まで(必着)
- ②受付時間 9時から17時まで
- ③受付場所 神戸市産業振興局中央卸売市場本場 (再整備担当)

〒652-0844 神戸市兵庫区中之島1-1-4 関連中央棟4階

④提出書類 ア.「応募予定者登録申込書」(様式3-1)

(各一部) ※共同事業者は様式3-2

- イ. 「市税調査に関する承諾書兼誓約書」(様式3-3)
- ウ.「誓約書」(様式3-4)
- 工. 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- オ、会社概要がわかる資料 (パンフレット等)
- カ. 過去3ヵ年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- キ. 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ※共同事業者の場合は、上記イ~キの書類(各一部)を全事業者分提出してください。
- ⑤提出方法 上記③の受付場所に持参してください。なお、提出される前に以下の連絡 先まで電話していただき、応募予定登録の持参日時を調整してください。 電話:(078)672-8153

5) 応募の辞退

応募予定登録後、応募申込前に応募を辞退する場合は「応募辞退届」(様式 7 - 1:単独の場合、様式 7 - 2:共同事業者の場合)を神戸市産業振興局中央卸売市場本場(再整備担当)に届け出てください。なお、応募申込後の応募の辞退は原則として認めません。

6) 応募申込

応募予定登録を提出した者(応募予定者)は、応募申込を次の内容に従い提出してください。

- ①受付期間 平成24年5月15日(火)から平成24年5月17日(木)まで(必着)
- ②受付時間 9時から17時まで
- ③受付場所 神戸市産業振興局中央卸売市場本場(再整備担当) 〒652-0844 神戸市兵庫区中之島1-1-4 関連中央棟4階
- ④提出書類 ア. 応募申込書(様式4-1、様式4-2)
 - イ. 土地購入申出価格調書(様式5) ※必ず封印をしてください。
 - ウ. 提案書 (様式6-1~6-5)
 - エ. 最新3期分の有価証券報告書またはこれに準ずる商法上の最新3期分の決算書及びキャッシュフロー計算書
 - ※共同事業者の場合は、上記工の資料を全事業者分提出のこと。
- ⑤提出部数 25 部 (正本 1 部, 副本 24 部) 及び電子データ(CD-ROM)一式 副本の 1 部は綴じずに提出してください。
- ⑥提出方法 上記③の受付場所に持参してください。なお、提出される前に以下の連絡先まで電話していただき、応募申込の持参日時を調整してください。電話:(078)672-8153

7) プレゼンテーション等

必要に応じて提案内容について説明(プレゼンテーション)及び補足資料の提出を求める場合があります。プレゼンテーションを求める場合は日時、場所及び機材等の詳細について、別途通知致します。なお、プレゼンテーションでは、応募者自ら説明することとし、その際

の説明内容及び資料は、提出された応募申込書類及び提出を求めた補足説明資料の範囲に限ります。

8) 選定結果の通知

選定結果は公表するとともに、応募者全員に文書で通知します(結果の通知は平成 24 年 6 月下旬を予定しています。)。事業者を選定した後、神戸市と協議の上、『仮契約』を締結していただく予定です。なお、審査結果等に対する質問や異議については、応募者に限らず一切受け付けません。

(2)選定の方法

- 1) 募集及び事業者の選定は、内容と価格を同時に提案する内容・価格提案型コンペ方式で行います。土地活用は、買い取りによることとします。
- 2) 最低売却価格については、説明会にて公表します。
- 3) 事業者の選定にあたっては、神戸市中央卸売市場西側跡地活用事業者選定委員会を設置して、提案内容の審査を行い、採点を行います。
- 4) 提案内容の採点の結果、得点が 60 点未満の提案は落選とし、60 点以上の提案のうち、 最高点の提案者及び最高点の 80%以上の応募者を「審査通過者」とします。ただし、いず れかの審査の項目及び内容において、著しく劣り「不適」と判断された提案は、得点の如 何にかかわらず失格とすることがあります。
- 5) 委員会は、審査通過者の土地購入申出価格調書を開封し、価格競争を行います。市が定める最低売却価格以上を提示した者の中から、最高価格を提示した者を選定事業者、二番目の価格を提示した者を次点者として選定します。
- 6) 提案内容については、事業計画のコンセプト、導入機能及び空間計画、事業実施計画、事業収支計画等について審査を行います。審査内容ごとの配点については、説明会にて公表いたします。

4. 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、「中央卸売市場と兵庫運河に隣接するという立地特性をいかし、兵庫区南部地域のにぎわいと活性化をリードする」ことをめざし、以下の方針に沿った提案を求めます。(土地利用の基本方針についての詳細は、別紙2「神戸市中央卸売市場本場西側跡地利用検討委員会報告書」を参照してください。)

- (1) 集客・商業施設を展開し、にぎわいと活力を創出する。
- (2) 中央卸売市場に隣接している立地をいかし、食文化関連機能を導入する。
- (3) 兵庫運河に面している立地をいかし、開放的な魅力ある空間づくりを行う。

5. 提案条件等

提案にあたっては、土地利用の基本方針をふまえ、以下に記載する必須条件を遵守すると ともに、評価ポイントの内容も踏まえた魅力的な提案を求めます。なお、必須条件を満たし ていない場合は、審査対象となりません。

(1) にぎわいを生み出す集客施設の展開

兵庫区南部地域全体のにぎわいと活性化をリードする、高い集客機能を持った施設内容 について提案して下さい。

【必須条件】

主たる用途を集客又は商業機能とする提案を必須条件とします。なお、住宅用途は含まない提案としてください。

【評価ポイント】

より高い集客性のある施設や運営上の工夫、地下鉄海岸線の乗降客数増加に資する魅力ある施設や運営上の工夫などを評価します。

(2) 食文化関連機能の導入

中央卸売市場に隣接する立地を最大限にいかした、食文化に関連する機能の導入について提案して下さい。

【必須条件】

食文化に関連する機能の導入を提案の必須条件とします。

【評価ポイント】

隣接する中央卸売市場を活用し、中央卸売市場と共存共栄するための施設整備や運営 上の工夫、食に関連したイベントの実施や施設運営上の工夫などを評価します。

(3) 兵庫運河をいかした魅力ある空間づくり

兵庫運河をいかし、地域の方々をはじめ遠方からの来訪者が、運河を身近に感じられるような魅力ある空間づくりを提案して下さい。

【必須条件】

運河を活かした憩いの空間整備及び幅員 5m以上(市有地:中之島2丁目1-4を含む)の来訪者が自由に利用できる運河沿いの遊歩道整備を提案の必須条件とします。なお、遊歩道については事業者で整備することとし、その仕様については、別紙3を必要最低限の条件とします。整備後は、別紙4「(仮称)中之島地区プロムナード管理協定書(案)」に基づき、事業者が適切な維持管理を行うものとします。

また、遊歩道整備については、別紙5中之島地区地区計画にも位置づけられています ので、参照してください。

【評価ポイント】

運河景観などに配慮した施設計画や、運河沿いの空間を活かしたイベントの実施及び 施設運営上の工夫などを評価します。

(4) 周辺の歴史的資源等をいかした観光振興への貢献

周辺地は、古くから大輪田の泊、兵庫津と呼ばれるなど、多くの歴史的資源を有しています。これら周辺の資源をいかしつつ、観光客の利便性を向上させる機能の導入など神戸の観光振興に貢献するような提案をして下さい。

【必須条件】

神戸の観光振興に資する機能の導入を提案の必須条件とします。

【評価ポイント】

周辺地域の案内又は観光情報の提供、観光客用休憩施設、観光バス駐車場、神戸の食

をアピールできる観光振興機能などの周辺の歴史資源等をいかした神戸の観光振興への 貢献策を評価します。

(5) その他

地域特性や最近の社会動向を踏まえて、周辺地域にとって先駆的な土地利用の転換モデルや市民生活の向上に資する提案をして下さい。

【評価ポイント】

防災や防犯に配慮した安全安心なまちづくり、地域のコミュニティの活性化や来訪者の交流を誘導する空間・仕掛けづくり、地域特性を活かした景観・意匠上の工夫、低炭素社会への対応や緑化、ユニバーサルデザイン等に配慮した誰もが使いやすい施設計画などを評価します。

6. 提案内容

(1) 事業計画のコンセプト(様式6-1)

計画の意義、コンセプト等の事業計画の基本方針について提案してください。

(2) 導入機能及び空間計画(様式6-2)

導入すべき具体的な機能及び空間計画について「5. 提案条件等」の記載内容を踏まえて 提案してください。様式に定める図面、及び施設イメージが分かるようなパース・スケッチ 等も提出してください。

(3) 事業実施計画(様式6-3)

応募者の開発事業実施計画及び運営事業実施計画について記載してください。

開発事業実施計画には、建築物等の整備体制(設計・建設・資金調達)及び契約から運営 事業開始までの整備スケジュールを記載してください。

運営事業実施計画には、運営事業体制(土地及び建物の所有者、建物賃借人、運営事業者、管理会社等間の契約関係を示した図等)を記載してください。

なお、本件土地及び本件土地の上に建築された建物に関する所有権、地上権、使用賃借権、 賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定または移転を行う計画がある場合は、 記載してください。

提案書の審査にあたっては、次の事業収支計画とあわせて、提案された事業企画及び事業 計画の具体性及び確実性を審査します。

(4) 事業収支計画(様式6-4)

開発事業に必要な費用とその資金調達並びに運営事業の収支計画を記載してください。 ※事業収支計画の作成にあたって土地取得費用は、説明会で公表する最低売却価格として ください。

(5) その他(様式6-5)

その他、特記すべきことがあれば提案してください。

7. 応募者の資格及び制限

- (1) 応募者の資格
 - ①指定期日までに売買代金の支払が可能であること。
 - ②募集の趣旨を理解し、土地利用の基本方針及び提案条件等を遵守して、自ら本件事業を適切に行うことができること。(応募者自らが事業を実施することを基本とするが、完成した土地建物等を譲渡・賃貸する事業スキームにあっては、施設運営が継続する仕組みを示さなければならない。これらは、審査の中で評価の対象とする。)
 - ③自ら本件事業の実施に必要な免許、知識、経験(実績)、資力、信用及び技術力を有すること。(審査の中で、事業遂行能力の視点から評価の対象とする。)

(2) 応募者の制限

次の①~⑤のいずれかに該当する場合は、本募集に応募できない。

- ①本市における不動産の売却に係る契約手続きにおいて、次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する場合も同様とする。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しく は不正の利益を得るために連合した者。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ②国税(法人税、消費税)、地方消費税及び神戸市が賦課する税について未納の税額がない者。
- ③禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2 年 を経過しない者に該当する役員がいる団体
- ④暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)等でないこと。(いただいた法人情報を入札参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、契約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象になります。)
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(ただし、 更生計画認可決定、再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。)

(3) 共同事業者による応募

共同事業者とは、複数の企業が共同して事業を行うもので、代表企業及びその他の構成員をいい、本市と締結する事業用地の売買契約の相手方となり、提案した事業計画等に基づく事業の実施に連帯して責任を負う。

代表企業は、一法人企業でなければならず、構成員企業との調整を行うとともに、本市との協議において窓口となるものとする。共同事業者による応募の場合、応募者の資格及び制限は次により判断する。

①上記(1)の応募者の資格は、共同事業者総体で判断する。

- ②上記(2)の応募者の制限は、共同事業者を構成する一企業でも該当すると失格とする。
- ③単独で応募した一つの企業は、他の共同事業者の構成員となることはできない。一つの企業は、複数の共同事業者の構成員になることはできない。

8. 留意事項

- (1) 土地の引渡し時期は、現在、本市が行っている旧市場施設地下部分解体撤去工事、土壌汚染対策工事、埋蔵文化財調査の終了後である平成25年9月となる予定です。なお、工事、調査等の遅れにより引渡し時期が遅れる可能性があります。
- (2) 本市が実施中の土壌汚染対策工事においては、適切に汚染土壌の掘削除去を行いますが、対策工事後のモニタリングの結果等により、形質変更時要届出区域(土壌汚染対策法第 11 条)として、土地の一部が指定されている可能性があります。指定されている場合の土地形質変更等に伴う届出、調査、措置等につきましては、必要に応じて本市(環境局)と協議してください。なお、土地形質変更等に伴う届出、調査、措置等に要する費用については、事業者が負担するものとします。
- (3) 本市が行っている埋蔵文化財調査の結果、埋蔵文化財を現地で保存する必要が生じ、本件事業の実施に影響を与える事態が生じた場合は、提案趣旨を損なわない範囲の計画変更も含めた事業の実施の継続について事業者と本市で協議することとします(なお、本件事業の実施に影響を与える事態が生じるか否かが判明する時期は、平成24年6月頃の予定です。)。また、協議の結果にかかわらず、本件事業の提案等に要した一切の費用を本市に請求することはできません。
- (4) 運河沿いの遊歩道については、神戸市有地(中之島2丁目1-4)も含めて、事業者が自らの負担と責任において整備を行ってください。なお、市有地の管理については、土地の引渡しに合わせて、協定(協定概要:別紙4)を本市(みなと総局)と事業者で締結することとし、その協定に基づき適切に管理等を行ってください。
- (5) 神戸市有地(中之島2丁目1-13)は、将来道路区域となる予定です。
- (6) 土地内に雨水幹線があり、必要な部分を分筆し、区分地上権を設定する予定です。区分地上権設定区域については建築等に制約があります。区分地上権の設定に係る対価及び使用料は無償とします。詳しくは別紙6を参照してください。
- (7) 土地の地下には、機能を廃止する予定の汚水管が残存しています(概要:別紙7)ので、 事業者が自らの負担と責任において、撤去及び充填等の適切な措置を行うものとし、その方 法等について、事前に本市(建設局)と協議してください。
- (8) 土地の地下には、旧市場施設の杭が残存しています(概要:別紙8)。また、その他未知の地中障害物が存在する可能性があります。旧市場施設の杭を撤去する場合は事業者が自らの負担と責任において関係機関と協議し適正に処理してください。
- (9) 平成 25 年 1 月 14 日まで、「KOBE de 清盛」大輪田泊会場として、土地の一部を使用していますが、会期終了後、建物、路盤面は神戸市が撤去します。
- (10) 本件事業を実施するために必要な、事業計画、各種法令等に基づく申請・届出、埋蔵文化財調査、建設工事、工事期間中の周辺環境対策、地元説明などは、すべて事業者が自らの 負担と責任において適切に行って下さい。
- (11) 事業者は、隠れた瑕疵があることを発見しても、本市に対して売買代金の減免もしくは 損害賠償の請求または売買契約の解除をすることができません。

- (12) 本市が行う予定の埋蔵文化財調査範囲は別紙9のとおりです。土地には本市が行う埋蔵文化財調査の範囲外にも文化財が包蔵されている可能性があるため、開発に当たっては文化財保護法に基づく届出及び調査等が必要となりますので、すべて事業者が自らの負担と責任において適切に行って下さい。
- (13) 提案内容については、各種法令等に定める要件・基準等を遵守した内容としてください。 なお、当コンペに当選したことで、各種法令等に定める要件・基準等を満たしたことにはなりません。
- (14) 事業を実施するにあたって、別紙 10 に示す「兵庫運河沿いにおける景観形成の考え方」があります。詳しくは本市(都市計画総局)と協議してください。
- (15) 提案書の作成等の申込みに必要な費用は応募者の負担とします。
- (16) 提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (17) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従うこととします。

9. 契約上の主な制限事項(別途配布の契約書案(別紙11)を参照。)

- (1) 事業者は、平成 27 年 9 月末までに必要な工事を完了し、選定された土地利用計画に基づいた土地利用の用途(以下、「指定用途」という。)に供してください。かつ契約後、10 年間は指定用途に供さなければなりません。
- (2) 契約から 10 年間は、本市の承認を得ないで本件土地及び本件土地の上に建築された建物 に関する所有権、地上権、使用賃借権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定または移転をしてはなりません。
- (3) 風俗営業等の用に使用してはなりません。また、将来土地を処分する場合は当該義務を承継させなければなりません。
- (4) 公序良俗に反する利用を行ってはなりません。また、将来土地を処分する場合は当該義務を承継させければなりません。

※違約金及び契約解除

上記制限条項に違反したときは、売買代金の 10%もしくは 30%相当額の金額を違約金として徴収します。また、買戻し権を行使し、契約を解除する場合があります。

10. 土地の売買契約及び引渡し等

- (1) 選定事業者に決定した者は、仮契約締結日までに売買代金(事業者が応募申込みで提示した土地購入申出価格)の10%を契約保証金として支払ってください。
- (2) 事業者決定後、本市が指定する日に本市の指定する様式により、仮契約を締結します。選定事業者に決定した者が仮契約を締結しない場合には、次点者と仮契約を締結することとします。

この仮契約は、本件土地の処分に係る議会の議決があったときに本契約として効力を生じます。

また、売買代金(契約保証金との差額)は本契約後の本市が指定する日までに全額を一括で支払わなければなりません。

なお、契約の締結及び所有権移転は応募申込書に記載された名義でのみ行うことができま

す。

(3) 売買代金の完納と同時に所有権が移転します。所有権移転後現状有姿のまま土地の引渡しを行います。所有権移転登記は本市が行うこととしますが、登録免許税等の諸費用は選定事業者の負担とします。

11. スケジュール

説明会参加申込締切・説明会平成 24 年 2 月 21 日平成 24 年 2 月 24 日

・最低売却価格提示 平成 24 年 2 月 24 日

・質疑受付 平成 24 年 2 月 24 日~平成 24 年 3 月 1 日

・質疑回答 平成24年3月14日頃(予定)

・応募予定登録申込
・応募申込
平成24年4月10日~平成24年4月12日
・応募申込
平成24年5月15日~平成24年5月17日

・事業者決定
・仮契約
・本契約
・土地の引渡し
平成 24 年 6 月下旬(予定)
平成 24 年 7 月(予定)
平成 24 年 9 月(予定)
平成 25 年 9 月(予定)

・工事完了期限 平成27年9月末

12. 添付資料

別紙1 物件調書(及び位置図、敷地図)

別紙2 神戸市中央卸売市場本場西側跡地利用検討委員会報告書

別紙3 プロムナード整備に関する留意事項

別紙4 (仮称)中之島地区プロムナード管理協定書(案)

別紙5 中之島地区地区計画書

別紙6 雨水幹線関係

別紙7 地中埋設物関係(汚水管)

別紙8 地中埋設物関係(杭)

別紙9 埋蔵文化財調査実施範囲

別紙 10 兵庫運河沿いにおける景観形成の考え方

別紙 11 契約書案